

子ども手当の申請はお済みですか？

10月から子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、**全ての方について申請が必要です！**

申請対象者について

0歳から15歳までの子ども(中学校修了前)を監護・養育している方(原則、父か母)で、主に所得の高い方になります。※父母が同等の所得の場合は、健康保険の取り扱い(子どもが誰の健康保険に加入しているか)、税の取り扱い(誰の扶養親族か)などをもとに申請者を決めます。

支給額について

【手当の月額】 平成23年10月分～平成24年3月分

- ・0歳～3歳未満 : 15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 : 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・中学生 : 10,000円(一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

9月末現在において子ども手当を受給していた方には、10月中旬に必要書類を郵送しており、10月17日(月)から市児童福祉課で申請の受け付けを実施しています。まだお済みでない方は、早急にお手続き願います。

なお、平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができますが、支給月が遅れる場合があります。※公務員の方は勤務先へ申請することになります。

ご注意ください！

以下の方は速やかに申請してください。

※3月までに申請しても、さかのぼって受け取れません。

- ・10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から15日を経過するまでに必ず申請してください。



提出書類については、市児童福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ 市児童福祉課 ☎内線1731、1733